

令和5年5月23日

保護者 様

倉敷市 保育・幼稚園課長

八幡認定こども園長

感染症にかかる罹患報告書及び治癒証明書の取扱いについて（お知らせ）

平素より、本市の保育行政の推進についてご協力いただきありがとうございます。

令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症の感染症法上の扱いが5類感染症に位置づけられたことに伴い、倉敷市連合医師会、倉敷市保健所、関係機関との調整の結果、感染症にかかる罹患報告書及び治癒証明書の取扱いが次の通りとなりましたので、お知らせいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザに感染した場合の対応について

本通知以降、再登園の際に、保護者の方が作成する「罹患報告書」を園にご提出ください。

2 その他の感染症に感染した場合の対応について

学校保健安全法施行規則第18条に規定する、新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ以外の感染症（別表参照）に感染した場合には、従来通り、再登園の際に、医師が作成する「治癒証明書」を園にご提出ください。

3 その他

- ・ 医師より別表の感染症（疑いを含む）だけでなく、溶連菌感染症や手足口病など感染症に罹患した場合には、必ず園へお知らせください。
- ・ 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発生した日の翌日から起算してください。
- ・ 園は乳幼児が長時間にわたり集団で生活する環境であることを踏まえ、子どもの病状が回復し、集団生活に支障がないと判断されたことを確認した上で、登園を再開するようお願いいたします。

別表

＜学校園において予防すべき感染症の種類と出席停止の期間の基準＞

種	病名	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第1種の感染症とみなす。
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザは除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで。(発症日は0日と数える。)
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快(※)した後1日を経過するまで。 無症状の場合は、検体採取日から5日を経過するまで。(発症日は0日と数える。)
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで。
	風疹	発疹が消失するまで。
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで。
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	第3種と同じ扱い。	
第3種	腸管出血性大腸菌感染症、コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

◎出席停止の期間は、感染症の種類に応じて基準が定められていますが、症状には個人差がありますので、医師の診断に基づいて登園するようにご注意ください。

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることです。